

質 疑 応 答 集

問1

今般の制度改正は、どのような趣旨で実施されたのですか。

- 平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえて設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において、全ての貸切バス事業者に対してこのような悲惨な事故を二度と起こさないようにという強い決意のもとに、再発防止策について徹底的に検討し、6月3日に「安心・安全な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめました。このとりまとめに基づき、貸切バスの安全運行に関する遵守事項の強化を図る一環として、今般の制度改正を行ったものです。

問2

いつ、どのような制度改正が、実施されたのでしょうか。

- 平成28年9月16日付け国自旅第162号・国自整第172号にて「一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出について」の一部改正がありました。

問3

変更の対象となる事業者は誰ですか。

- 今般の制度改正は、「全ての貸切バス事業者」が対象となります。

問4

具体的にいつから変更になりますか。

- 平成28年11月1日以降の届出から適用となります。
※平成28年10月31日以前に受け付けた届出は従前の取扱いとなります。

問5

届出をする際に、どのような点が変わりますか。

- 届出時の主な変更は以下の3点となります。
1. 任意保険証等の申込書の写し又は見積書の写しの添付が必ず必要になります。
(宣誓書による届出は不可となります。)
 2. 運行管理体制図の添付が必要になります。
 3. 点検整備記録簿の写しの添付が必要になります。
※増車により新たに使用する自動車がある場合に限る。
(代替の場合1. 3. のみ添付となります。)

問6

運行管理者の必要人数に変更が生じない場合も、運行管理体制図を添付するのでしょうか。

- 運行管理者の必要人数が増えない場合であっても、増車時点において運行管理体制等が確保されていることを確認する必要があるため、運行管理体制図の添付が必要になります。

問7

点検整備記録簿の写しを添付するのは、どのような場合でしょうか。

- 増車する予定の自動車(代替の場合において新たに導入する予定の自動車を含む。)が中古車(新車新規登録を受ける自動車以外の自動車)である場合に必要になります。

問8

点検整備記録簿の写しはどの期間の添付が必要でしょうか。

- 増車予定日から3ヶ月の点検整備記録簿及び直近の12ヶ月の点検整備記録簿の写しを添付。ただし、12ヶ月点検から3ヶ月以内であれば12ヶ月点検の記録簿の写しのみ添付。
また、1年以上抹消状態であった自動車の中古新規登録の場合は12ヶ月点検の記録簿の写しのみ添付が必要になります。

問9

1年以上抹消状態の自動車や前使用者が点検整備記録簿を紛失している場合も点検整備記録簿の写しの添付は必要でしょうか。

- 当該車両を事業用自動車として使用しようとする場合も、当該車両に対して適切な点検整備が行われていることを確認する必要があります。事業者において適切な点検整備を行っていただき、増車予定日から3ヶ月以内に実施した3ヶ月点検の記録簿及び増車予定日から12ヶ月以内に実施した12ヶ月点検の記録簿の写しの添付が必要になります。ただし、増車予定日から3ヶ月以内に実施した12ヶ月点検の記録簿の写しがある場合、当該12ヶ月点検の記録簿の写しのみ添付が必要となります。

問10

代替の場合でも任意保険証等の申込書の写し又は見積書の写しと点検整備記録簿の写しの添付は必要でしょうか。

- 代替であっても、新たに導入する車両について任意保険証等の申込書の写し又は見積書の写しと点検整備記録簿の写しの添付が必要になります。

問11

道路運送車両法第48条に定める定期点検整備が行われていないと認められる場合とは、どのような場合でしょうか。

- 点検整備記録簿の写しの提出がなかった場合及び記載漏れがあった場合となります。

問12

新車新規登録から3ヶ月又は12ヶ月経過していない自動車の場合も、点検整備記録簿の写しの添付は必要でしょうか。

- 事業用自動車から事業用自動車の変更に限りませんが、下記のとおりとなります。
 - ・増車予定日が新車新規登録後3ヶ月以内の場合、点検整備記録簿の写しの添付は不要
 - ・増車予定日が新車新規登録後12ヶ月以内の場合、12ヶ月点検の記録簿の写しの添付は不要(増車予定日から3ヶ月以内に実施した3ヶ月点検の記録簿の写しの添付は必要)